

## 愛西市道の駅及び都市公園の指定管理者募集

### 募集要項等に関する質問回答を踏まえた募集資料の修正箇所について

募集要項等に関する質問回答を踏まえ、下記のとおり、募集資料を修正した。

#### ■募集要項

ページ数	修正前	修正後
9 ページ	・ 「じゃぶじゃぶ池」の備考欄に【「しょうぶ」を栽培。】と記載。	・ 「花しょうぶ園」の備考欄に【「しょうぶ」を栽培。】の記載を移動。

#### ■要求水準書

ページ数	修正前	修正後
3 ページ	・ 「じゃぶじゃぶ池」の備考欄に【「しょうぶ」を栽培。】と記載。	・ 「花しょうぶ園」の備考欄に【「しょうぶ」を栽培。】の記載を移動。
21 ページ	・ わ) 「はす見の丘」については、四季を感じられることを目的として花の植え替えを行うこと。	・ 「はす見の丘」については、四季を感じられることを目的として花の植え替えを行うこと。 <u>なお、「はす見の丘」にはシバザクラを整備予定であるため、プランター等を設置し、そこで花の植え替えを行うこと。</u>
31 ページ	・ (10)利用料金の上限（予定）施設の使用に伴う使用料や農産物直売所における販売手数料等については、条例で定める料金を上限に、指定管理者が設定する金額について、あらかじめ市から承認を得る必要がある。	・ (10)利用料金の上限（予定）施設の使用に伴う使用料や農産物直売所における販売手数料等については、条例で定める料金・ <u>割合</u> を上限に、指定管理者が設定する金額・ <u>割合</u> について、あらかじめ市から承認を得る必要がある。
33 ページ	・ り) 毎年7月頃に開催される「蓮見の会」については、主催者と協力し、車や人の誘導等、安全管理に努めること。	・ り) 毎年7月頃に開催される「蓮見の会」を企画・主催すること。 <u>主催するに当たっては、別紙6に示す「蓮見の会」の実施実績を継承・発展するよう努めること。また、市や関係団体等と協力し、車や人の誘導等、安全管理に努めること。</u>

■様式集 (Excel)

様式番号	修正前	修正後
5-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>33 行目に「運営独立採算以外の部分」を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>33 行目の「運営独立採算以外の部分」を「運営独立採算部分」に修正。</li> </ul>
5-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「修繕料」という項目が全業務で記載できる形になっている。</li> <li>令和 8 年度以降の「① 供用開始準備業務に要する費用」も記載できる形になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「修繕料」という項目については、「⑧ 備品等保守管理業務に要する費用」、「⑨ 修繕・更新業務に要する費用」に限った記載とするため、斜線を追加。</li> <li>令和 8 年度以降の「① 供用開始準備業務に要する費用」について、記載できない趣旨で、斜線を追加。</li> </ul>

■包括仮協定書 (案)

ページ数	修正前	修正後
1 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛西市 (以下「甲」という。) 及び●●共同事業体 (以下「乙」という。) は、・・・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛西市 (以下「甲」という。) 及び●●共同<b>企業体</b> (以下「乙」という。) は、・・・</li> </ul>
8 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(第 34 条第 2 項) 甲又は乙は、前項の規定に基づく指定管理料の改定の定めにもかかわらず、・・・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(第 34 条第 2 項) 甲又は乙は、前項の規定に基づく指定管理料の改定の定めにも<b>も</b>かかわらず、</li> </ul>
9 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 7 章 損害賠償及び不可抗力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 7 章 損害賠償、不可抗力<b>及び法令変更</b></li> </ul>
10 ページ	—	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>第 44 条(法令変更により発生した費用の負担)を追加。</b></li> </ul>
13 ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(第 51 条) 第 44 条から第 46 条までの規定は、第 48 条から前条までの規定により指定が取り消された場合に、これを準用する。ただし、甲乙が別途合意した場合は、この限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(第 52 条) 第 45 条から第 47 条までの規定は、第 49 条から前条までの規定により指定が取り消された場合に、これを準用する。ただし、甲乙が別途合意した場合は、この限りでない。</li> </ul>
別紙 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 営業利益及び還元金の算定時期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 営業利益及び還元金の算定時期 <u>指定管理者は、営業利益及び還元金を事業報告書提出(毎年度 5 月末日)までに算定し、算定方法と算定結果を事業報告書に記載する。</u></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 還元金の支払方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 還元金の支払方法 <u>事業報告書を市で確認した後、市は指定管理者に対し請求書を送付する。</u> <u>指定管理者は、請求書を適法に受理した後、請求書に記載の納付方法で 6 月末日までに納付する。</u></li> </ul>